

———JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.———
株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス評価のレビュー結果を公表します。

ケネディクス・オフィス投資法人の グリーンファイナンス・フレームワークのレビューを実施

発行体：ケネディクス・オフィス投資法人（証券コード：8972）

評価対象：ケネディクス・オフィス投資法人
グリーンファイナンス・フレームワーク

<グリーンファイナンス・フレームワーク評価レビュー結果>

総合評価	Green 1(F)
グリーン性評価（資金使途）	g1(F)
管理・運営・透明性評価	m1(F)

1. 概要

ケネディクス・オフィス投資法人（本投資法人）は、東京経済圏の中規模オフィスビルを主要な投資対象とする J-REIT で、2005 年 5 月 6 日に設立、同年 7 月 21 日に東京証券取引所（不動産投資信託証券市場）に上場した。

本投資法人の資産規模は 98 物件、取得価格総額で 4,570 億円（2022 年 8 月 1 日時点）であり、中規模オフィスビルを主要な投資対象とする J-REIT としては最大手の一社である。資産運用会社であるケネディクス不動産投資顧問株式会社（本資産運用会社）のスポンサーは不動産アセットマネジメント会社であるケネディクスである。本資産運用会社はケネディクスからのサポートを享受する一方で、資産運用会社としての独自性も発揮しつつ、本投資法人のトラックレコードを積み上げてきた。

本投資法人および本資産運用会社は、不動産の投資運用における ESG への配慮の重要性を認識し、企業の社会的責任として持続可能な社会の実現を目指したサステナビリティの向上を重要な経営課題の一つと位置付けており、「サステナビリティ方針」や「環境方針」を定め、環境負荷の低減やステークホルダーとの連携・協働などに努めている。

JCR では、2021 年 3 月 26 日に、本投資法人のグリーンボンド・フレームワーク（本フレームワーク）に対して、グリーンファイナンス・フレームワーク評価“Green 1(F)”を公表した。本フレームワークに対する評価の概要は以下のとおりである。

（以下、2021 年 3 月 26 日の評価レポートより抜粋）

本投資法人は本フレームワークの中で、資金使途を一定以上の認証水準を有するグリーンビルディングと、一定以上の環境改善効果につながる改修工事の 2 種類としている。グリーンビルディングに関する適格クライテリアは、DBJ Green Building 認証 3 つ星以上、BELS3 つ星以上、または CASBEE 不動産評価認証 B+ ランク以上のいずれかを取得済あるいは今後取得予定の物件とし、改修工事に関する適格クライテリアは、エネルギー効率、水の消費性能が 10% 以上改善することを目的とする改修工事としている。JCR は、本投資法人の定めた資金使途が環境改善効果を有すると評価している。

本投資法人は、グループのサステナビリティへの取り組みの一環として、取得した物件について、環境評価・各種認証の取得・更新を担当部署が管理する体制が整っていること、内外の環境専門家または有資格者の活用、サステナビリティ委員会および省エネ対策検討委員会の設置等、環境への取り組みに係る組織体制が確立され、種々の取り組みが実行に移されていること等から、JCR では本投資法人に関して強固な管理運営体制および高い透明性を確認した。

(以上抜粋終わり)

今回のレビューは、本投資法人が定めた本フレームワークが変更されたことを受けて行うものである。主な変更点は、本フレームワークによる資金調達手段の拡充、改修工事のクライテリアの変更および組織体制の変更を踏まえたプロセスの変更である。

本フレームワークによる調達手段がボンドおよびローンとなるのは、一般的な運用であり問題ない。変更後の適格クライテリアは、環境改善効果を有するプロジェクトを対象とするものとなっている。グリーンファイナンスに関する管理・運営体制についても、前回評価時に引き続き、適切に運用されていることを確認した。

この結果、今回のレビュー対象となるグリーンファイナンス・フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）評価」を“g1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。

本フレームワークは「グリーンボンド原則¹」、「グリーンローン原則²」、「グリーンボンドガイドライン³」および「グリーンローンガイドライン⁴」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

¹ ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2021 年版
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

² LMA (Loan Market Association)、APLMA (Asia Pacific Loan Market Association)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) Green Loan Principles 2021
<https://www.lma.eu.com/>

³ 環境省 グリーンボンドガイドライン 2022 年版
<https://www.env.go.jp/content/000047699.pdf>

⁴ 環境省 グリーンローンガイドライン 2022 年版
<https://www.env.go.jp/content/000047699.pdf> (pp.72-119)

2. レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

(1) 資金使途(適格クライテリア)

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続き適格であるか。

(2) 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性は変更後も引き続き適切であるか。

(3) 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、変更後も引き続き確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか。

(4) レポーティング体制

グリーンファイナンスにより調達された資金を充当したグリーンプロジェクトからもたらされた環境改善効果が、変更後も引き続きグリーンファイナンス評価付与時点において発行体が定めた方法で適切に算定されているか。

(5) 組織の環境への取り組み

発行体の経営陣が環境問題について、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

3. レビュー内容

(1) 資金使途(適格クライテリア)

本投資法人では、本フレームワークにおいて、従来、調達資金の使途を下記の通り定めていた。

<変更前のフレームワーク>

[適格クライテリア 1]

(グリーンビルディングの取得資金)

以下要件のいずれかを満たす資産に係る新規または既存の投資または支出。下記認証は、払込日またはレポート日時から過去2年以内に取得済、または取得予定

- ・ DBJ Green Building 認証における3つ星以上
- ・ CASBEE 不動産評価認証におけるB+ランク以上
- ・ BELS 認証における3つ星以上

[適格クライテリア 2]

(省エネルギー・環境改善に資する工事や設備等改修工事)

運用する不動産において、エネルギー効率、水の消費性能またはその他環境面で有益な改善を目的とした設備等改修工事（従来比10%の使用量削減効果のあるもの）。

上記省エネ工事や設備等改修工事は、払込日から過去2年以内に支出済または支出予定。

この度、本投資法人では、本フレームワークの改訂に際して、下記の通りグリーンファイナンスの定義を追加し、一部クライテリアを変更している。

<変更後のフレームワーク> [資金使途]

グリーンファイナンスにより調達された資金の使途は、以下に記載される、適格クライテリア 1 に係る取得資金、借入金の返済資金、投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の償還資金並びに適格クライテリア 2 に係る省エネ工事や設備等改修工事の資金に限定されます。

グリーンファイナンスとは、グリーンローン（同ローンに付随する金利デリバティブ契約（グリーンデリバティブ）を含む）、グリーンボンドをいいます。

[適格クライテリア 1]

（グリーンビルディングの取得資金）

以下、評価・認証の取得要件のいずれかを満たす資産（グリーンビルディング）に係る新規または既存の投資または支出等。

なお各認証は、払込日またはレポーティング日までに取得・更新済、または取得・更新予定であることを要する。

- ・ DBJ Green Building 認証における 3 つ星以上
- ・ CASBEE 不動産評価認証における B+ ランク以上
- ・ BELS 認証における 3 つ星以上

[適格クライテリア 2]

（省エネルギー・環境改善に資する工事や設備等改修工事）

- ・ 運用する不動産において、エネルギー消費量、水消費量及び CO₂ 排出量の削減、またはその他環境面で有益な改善を目的とした設備等改修工事（従来比 30% 以上の消費量または排出量削減効果のあるもの）。
- ・ 適格クライテリア 1 に定める各認証のいずれかにおいて、評価レベルを 1 段階以上、改善させることに繋がる設備改修工事
- ・ 再生可能エネルギーに関連する設備の導入又は取得

上記省エネ工事や設備等改修工事は、払込日までに支出済または支出予定のものに限る。

今般の変更では、本フレームワークの対象をボンドのみからボンドおよびローンへ拡張している。また改修工事に係るクライテリアについて、削減効果を厳格化した上で、対象となる工事を拡張している。

1. 対象の拡張

本フレームワークは従来「グリーンボンドフレームワーク」という名称で、グリーンボンドのみを対象としていたが、今般の変更でグリーンボンドに加えグリーンローンも調達できるようフレームワークを変更しており、それに伴い本フレームワークの名称を「グリーンファイナンス・フレームワーク」と変更している。対象を拡張することによりプロセスおよび資金管理において必要な修正が加えられていることから、対象の拡張に関して問題ないと JCR は評価している。

2. 改修工事

今般、本投資法人は、本クライテリアの見直しを行い、30%以上のエネルギー消費量、水消費量およびCO₂排出量の削減が可能な工事へと変更した。また、改修工事の対象となる工事の種類を拡張している。

日本政府は、2020年10月に2050年までのカーボンニュートラルを宣言したほか、2021年4月には2030年の温室効果ガス削減目標を2013年度比46%と大幅に修正した。2020年12月に内閣府より公表された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においては、住宅・建築物産業が重要分野の1つとして挙げられ、ZEB・ZEHの普及拡大をはじめとした工程表が策定された。また、工程表内の目標達成のために省エネ改修の推進等を可能なかぎり進めていくとしている。これらによって、今後さらに脱炭素に向けた動きがより加速し、既存の不動産に関しても、省エネルギーへの取り組みなどがより一層求められることが予想される。以上の国内の動向およびグローバルで求められる水準より、JCRでは改修工事によるエネルギー削減率について従来より高い水準である30%とすることが本フレームワーク評価をより確固たるものにすると考えている。

以上より、JCRは変更後の適格クライテリアについても環境改善効果を有するプロジェクトを対象にしていると評価している。

資金使途は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「地域、国又は国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」および「省エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「グリーンビルディングに関する事業」および「省エネルギーに関する事業」に該当する。

(2) 資金使途の選定基準とプロセス

本投資法人においては、適格クライテリアの選定プロセスについて一部変更を行っている。変更前および変更後の選定プロセスは下記のとおりである。

<変更前のフレームワーク>

[適格グリーンプロジェクト選定プロセス]

- ・適格グリーンプロジェクトも含むサステナビリティに関わる業務については、本資産運用会社に設置した「サステナビリティ委員会」が中心となって推進します。
- ・サステナビリティ委員会は、本資産運用会社の取締役最高業務執行者であるオフィス・リート本部長を委員長とし、オフィス・リート本部各部長、コンプライアンス・オフィサー、財務経理部長及び業務管理部長を委員として構成され、社会情勢や本投資法人の運用状況を踏まえながら、サステナビリティに関する方針や目標、各種取組みの検討、モニタリングなどを行っています。
- ・適格グリーンプロジェクトの選定に際しては、サステナビリティ委員会を開催し、適格グリーンプロジェクトの評価、資金使途と適格クライテリアとの適合性や適格グリーンプロジェクトへの資金充当後の調達資金の充当状況見通し等について検証を行います。
- ・サステナビリティ委員会で検討・検証された内容は、本投資法人の役員会及び本資産運用会社の運用委員会へ報告されます。

<変更後のフレームワーク>

[適格グリーンプロジェクト選定プロセス]

適格グリーンプロジェクトを含むサステナビリティに関わる業務については、本資産運用会社に設置された「サステナビリティ推進委員会」の事務局である「サステナビリティ推進室」と、本投資法人の資産の運用に係る業務を担う「オフィス・リート本部」が中心となって推進します。

- ・サステナビリティ推進委員会は、本資産運用会社の代表取締役社長を委員長とし、オフィス・リート本部長を含む、各本部長等、コンプライアンス・オフィサー、財務経理部長等を委員として構成され、社会情勢や本資産運用会社及び本投資法人を含む、本資産運用会社が資産の運用を受託する各投資法人の運用状況を踏まえながら、サステナビリティに関する方針や目標、各種取組みの検討、モニタリングなどを行っています。

適格グリーンプロジェクトの選定に際しては、本資産運用会社のオフィス・リート本部運用委員会の承認を要し、適格グリーンプロジェクトの評価や資金使途、適格クライテリアとの適合性及び適格グリーンプロジェクトへの資金充当後の調達資金の充当状況の見通し等について、サステナビリティ推進委員会へ報告されます。

変更後のフレームワークでは、組織改編を受け関与する合議体に変更されている。これは、本資産運用会社におけるサステナビリティ推進体制が強化されたことを受けてのものである。JCR では、変更後の選定プロセスについて、引き続き適切であると評価している。

(3) 調達資金の管理

本投資法人においては、資金管理体制について一部変更を行っている。変更前後の内容は下記のとおりである。

<変更前のフレームワーク>

- ・調達及び充当資金は本資産運用会社において内部管理を適切に行い、適格性について第三者認証機関等による年次の外部評価を受ける予定です。
- ・調達資金の全額が適格クライテリアに合致するプロジェクトに充当されるまでの間またはグリーンボンドの償還日が到来するまでの間は、本投資法人ウェブサイト上にて、年次で開示する予定です。
- ・調達資金の充当が決定されるまでの間は、調達資金は現金または現金等価物にて管理する旨をグリーンボンド発行時に発行登録追補書類等の法定書類で開示する予定です。
- ・資金の充当状況については、調達資金の全額が適格クライテリアに合致するプロジェクトに充当されるまでの間またはグリーンボンドの償還日が到来するまでの間、グリーンボンドの発行残高が適格グリーンプロジェクトの規模（適格クライテリア 1 を満たす保有物件（以下、「グリーン適格資産」）の取得価格の総額及び適格クライテリア 2 を満たす工事・改修案件の総支出（予定）額の合計額）を超過していないことを本投資法人のウェブサイト上において開示する予定です。

<変更後のフレームワーク>

[調達資金の充当計画]

グリーンファイナンスで調達した資金は、グリーン適格資産の取得またはそれに要した借入金・投資法人債のリファイナンスに紐づいていることを確認の上、速やかに充当することとします。

各決算期末時点におけるグリーン適格資産の取得価格の合計額に総資産 LTV を乗じたものに、適格クライテリア②に投じた金額の合計をグリーン適格負債額とし、グリーンファイナンスの上限額を設定します。

グリーンファイナンスの残高が、グリーン適格負債額を上回らないよう管理します。万が一上回った場合は、未充当資金相当額を現金又は現金同等物で管理します。

[調達資金の追跡管理の方法]

調達資金及び未充当資金は本資産運用会社において内部管理を適切に行います。

調達資金及び未充当資金は、グリーンファイナンス専用の入出金口座で他の資金と区別して管理され、資金移動の記録と残高の確認を定期的に行います。

[追跡管理に関する内部統制および外部監査]

グリーンファイナンスにより調達された資金は、運用会社社内にて追跡管理をします。資産の取得資金及びリファイナンスに充当される場合、支払完了について確認し、社内ファイルに支出金額を記録します。

また、本投資法人の会計帳簿は、一般事務受託者によって作成され、会計監査人による監査を受けます。

[未充当資金の管理方法]

- ・グリーンファイナンスにより調達した資金は、特段の事情が無い限り、速やかに目的とする資金使途に充当するよう努めますが、調達資金が充当されるまでの間、調達資金及び未充当資金は現金又は現金同等物にて管理します。
- ・全額充当後においても、評価対象の債券等が償還するまでに資金使途の対象となる資産が売却または毀損などにより、資金使途の対象から外れる場合、一時的に発生する未充当資金はポートフォリオ管理にて管理します。

※ポートフォリオ管理

決算期毎にグリーンファイナンス残高の合計額が、グリーン適格負債上限額（グリーン適格資産の取得価格の合計額×総資産 LTV+適格クライテリア②に投じた金額）を超えないことを確認します。

変更後のフレームワークにおける主要な変更点は、ポートフォリオ管理を導入したことである。

変更前は、グリーンボンド発行残高がグリーン適格資産総額と適格クライテリア2を満たす工事・改修案件の総支出額の和を超過していないことを確認する運用となっていたが、変更後のフレームワークにおいては、グリーン適格資産に総資産 LTV を乗じた金額と改修工事金額の合計とグリーンファイナンス残高を比較することとしている。また、グリーンファイナンス実行後に未充当資金が発生した場合にも、グリーンファイナンス残高がグリーン適格負債上限額を超過していないことを確認する運用を採用している。ポートフォリオ管理は、多くの投資法人で一般的に用いられている未充当資金の管理方法であることから、JCR は変更後の本フレームワークにおける資金管理が適切であると評価している。

(4) レポーティング体制

本投資法人においては、レポーティングについて一部変更を行っている。変更前後の内容は下記のとおりである。

<変更前のフレームワーク>

[資金充当状況にかかるレポーティング]

- ・資金の充当状況及び次の項目で挙げる指標については、年次で本投資法人のウェブサイト上にて開示し、第三者認証機関等による外部評価を受ける予定です。

[環境改善効果にかかるレポーティング]

グリーンボンドの償還日が到来するまでの間、以下の指標を公表する予定です。

(適格クライテリア 1)

- ・グリーン適格資産の物件数及び認証
- ・グリーン適格資産の延床面積の総計
- ・グリーン適格資産（但し本投資法人がエネルギー管理権限を有する物件に限る）のエネルギー使用量、水使用量、CO₂排出量

(適格クライテリア 2)

- ・省エネルギー、環境改善に資する工事や設備等改修工事を実施した物件のエネルギー使用量、水使用量、CO₂排出量

<変更後のフレームワーク>

[調達資金の充当状況開示場所及び開示内容]

資金の充当状況について、本投資法人のウェブサイト上にて開示する予定です。

未充当資金がある場合には、調達資金の全額が適格クライテリアに合致するプロジェクトに充当されるまでの間、またはグリーンファイナンスの償還日・返済日が到来するまでの間、その充当状況についても本投資法人のウェブサイト上にて、年次で開示する予定です。

[適格グリーンプロジェクトによる環境改善効果の開示場所及び頻度]

未充当資金がある場合の資金充当状況及び次の項目で挙げる指標については、年次で本投資法人のウェブサイト上にて開示する予定です。

[本件適格グリーンプロジェクトに関する環境改善効果を示す KPI]

グリーンファイナンスの償還日・返済日が到来するまでの間、業務上可能な範囲で以下の指標を公表する予定です。

(適格クライテリア 1)

- ・グリーン適格資産の物件数及び認証
- ・グリーン適格資産の延床面積の総計
- ・グリーン適格資産（但し本投資法人がエネルギー管理権限を有する物件に限る）のエネルギー使用量、水使用量、CO₂排出量

(適格クライテリア 2)

- ・省エネルギー、環境改善に資する工事や設備等改修工事を実施した場合には、改善効果が見込まれる対象設備等の、改修前と改修後のエネルギー消費量、水消費量又はCO₂排出量の推定削減率 (%)
- ・再生可能エネルギーに関連する設備を導入又は取得をした場合には、当該設備により期待される年間発電量

今般の変更では、主に適格クライテリアの変更を環境改善効果に係るレポート内容に反映したものとされている。レポート内容は適切に変更されており、なおかつ定量的な指標が用いられているため望ましいと考える。

なお、本投資法人はウェブサイト上に「グリーンボンド」というタイトルのページで、過去に発行したグリーンボンドにかかる資金充当状況およびインパクト・レポートの開示を行っている。今後は、本フレームワークの変更を踏まえ一部を修正する予定としている。

JCRでは、変更後のレポート体制についても引き続き適切であると評価している。

(5) 組織の環境への取り組み

本投資法人および本資産運用会社は、不動産の投資運用における ESG への配慮の重要性を認識し、企業の社会的責任として持続可能な社会の実現を目指したサステナビリティの向上を重要な経営課題の一つと位置付けており、「サステナビリティ方針」や「環境方針」を定め、環境負荷の低減やステークホルダーとの連携・協働などに努めている。

本資産運用会社では、2021年11月の組織改編によりサステナビリティ推進委員会が制定され、事務局を戦略企画部サステナビリティ推進室が務める体制に変更された。従来は、各リート本部の下に夫々のサステナビリティ委員会が設置されていたが、現体制ではサステナビリティ推進委員会が中心となって、本資産運用会社および本資産運用会社が運営する投資法人のサステナビリティに係る取り組みを一貫して推進している。サステナビリティ推進委員会は、代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役、戦略企画部長、戦略企画部において各リート本部を担当する責任者、戦略企画部サステナビリティ推進室長等から構成されている。委員の中にはケネディクスの広報・サステナビリティ推進部長も含まれており、グループ全体で一体となってサステナビリティへ取り組む体制が構築されている。

本投資法人は、本資産運用会社で定めたサステナビリティ方針に基づき、環境問題の解決に資する取り組みを精力的に進めている。本投資法人における環境認証取得物件の割合は2022年4月期で47物件(97物件中)、延べ床面積ベースで64.4%にのぼる。本投資法人は気候変動の影響に係るシナリオ分析結果をウェブサイト上で開示しており、リスク対応の施策の一環として掲げているGHG排出量削減に関しては、2030年に50%、2050年にカーボンニュートラルという目標を設定している。

これらの積極的な取り組みが功を奏し、本投資法人は、2021年GRESBリアルエステイト評価において、サステナビリティに係る「マネジメントとポリシー」と「実行と計測」の両面で優れた取り組みを行う参加者に与えられる「Green Star」評価を10年連続で取得している。また、総合スコアのグローバルでの相対評価による「GRESBレーティング」では、「4スター」(5段階評価)を取得している。

以上より、JCRは本投資法人が、環境問題を含むサステナビリティの向上への取り組みを経営の重要課題と位置付け、環境に対する適切な組織体制、人員配置のもと、各種取り組みを推進した上で、定期検証と開示内容が充実している点を高く評価している。

(参考) GRESB リアルエステイト評価について

GRESB とは、2009 年に創設された、実物資産（不動産・インフラ）を保有、運用する会社の ESG への配慮度合いを測定し、評価するベンチマークおよびそれを運営する組織を指す。Global Real Estate Sustainability Benchmark の頭文字をとったもの。2016 年から、評価結果は 5 段階（5 スター、4 スター、3 スター、2 スター、1 スター）で示されている。優れた取り組みを行う会社には、5 段階評価とは別に「Green Star」を付与している。J-REIT からは、2021 年時点で 55 投資法人が評価に参加している。

4. レビュー結果

前項に記載した事項を検証した結果、本フレームワークの内容は、変更された部分を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることをJCRは確認した。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン 性 評 価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・新井 真太郎

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制及び透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「グリーンファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR のグリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル